

令和4年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

新型コロナウイルス感染症の影響による地域福祉活動等の休止や活動自粛が長期化し、未だ先が見えぬ状況が続いています。しかし、そのようななかでも、「with コロナ」の視点で地域課題の整理や、つながりを絶やさないための多様な取り組みが求められています。

令和4年度は、本会法人化40周年という節目の年を迎えるにあたり、法人化と同じ年にあたる昭和57年に発行を開始した、広報紙「社協あやせ」のリニューアルを計画し、地域福祉活動等の情報発信の強化を図ってまいります。また、新たな取り組みとして成年後見制度を広く周知及び利用促進につなげるための協議会を設置し、高齢でも障がいがあっても安心して生活していけるよう弁護士等の専門職、行政、社会福祉法人、事業者との連携・協働を図ってまいります。

令和4年度も、本会の基本理念である「ともに支えあうまちづくりを」を目指し、コロナ禍においても「できること」「つながること」を大切にした地域福祉活動に向け一層努力してまいります。

II 重点事項

1 住民が主体的に活動するためのしくみづくり

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で停滞している地域福祉活動等の再始動が必要となります。地域内の様々な方が参加し、話し合い、地域の課題を共有し、解決策を考える場づくりの支援を行ってまいります。

2 情報発信の充実と強化

法人化40周年という節目の年を迎えるにあたり、広報紙「社協あやせ」を通じて、地域福祉活動等をより市民に理解されるよう内容や構成などの工夫に努め、紙面についても一部カラー紙面から全紙面カラー紙面に変更するなど、広報紙の更なる充実と強化を行うとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用で住民や関係機関等への幅広い周知も行ってまいります。また、本会の啓発・事業紹介を目的に、法人化40周年記念誌の発行を行ってまいります。

3 成年後見制度利用促進に向けた取り組み

自身で判断することが困難な高齢者等が安心して生活できるよう弁護士等の専門職をはじめ、法人や市民が支える成年後見制度について、より利用しやすくするため行政等との協議の場として協議会を設置します。協議会では、啓発や相談窓口の在り方の検討、後見人支援、より身近な後見人選任のための体制整備を行ってまいります。

4 地域福祉活動計画の推進

令和元年度から5ヵ年計画として取り組んできた「第四次綾瀬市地域福祉活動計画」の4年目を迎え、これまでの地域課題に加え、コロナ禍という新たな課題も併せて整理するとともに、令和6年度からの5ヵ年計画となる「第五次綾瀬市地域福祉活動計画」の策定に向け準備、作業を行ってまいります。